

平成 1 8 年 3 月 2 3 日
福島県生活環境部原子力安全グループ

福島第二原子力発電所 3 号機で使用していた原子炉再循環系配管
のひびに関する報告について

平成 1 8 年 3 月 2 3 日
福 島 県

今回の事例は、原子炉再循環系配管の全周にわたる重大なひびが超音波探傷検査において見落とされ、それを基に、本来であれば交換すべきものにもかかわらず、引き続き使用可能とする誤った健全性評価がなされ、国に報告されていたものであり、健全性評価制度、いわゆる維持基準の信頼性に関わる重要な問題点が提示されたものと考えている。

しかしながら、本日、国は、全事業者に対して、当該事例を踏まえた再発防止策の指示に併せて、P D 認証を受けた技術者が実施した測定については、測定値をそのまま評価できるとする取扱いを通知している。

本県は、維持基準について、これまで、導入の経緯、制度が途上段階にあるなどの問題点もあることから、国及び事業者には、立地地域の信頼を確保する観点から、安全・安心の確保を最優先にした点検・補修を行うなど慎重に対応するとともに、点検の手法や結果等を県民へ適時・適切に情報公開するなど十分な説明責任を果たしていくことを求めてきたが、今回の事例を踏まえると、国及び事業者には、引き続き慎重な対応が求められていると考えている。

(事務担当 原子力安全グループ 電話024-521-7252 内線 2 8 0 0)